

貴重品ロッカー利用約款

貴重品ロッカーは、お客さまが貴重品を一時保管するために、当ゴルフ場が場所をお貸しするものです。ご利用の場合には本約款によるものとします。

〈貴重品ロッカーに入れることができないもの〉

第1条 (1) 貴重品ロッカーには次の物品を入れることはできません。

- ①多額の金銭(30万円以上)や高価な貴金属(30万円以上)、有価証券等。
 - ②不法物品ならびに危険物等の他、腐敗または破損しやすいもの。
 - ③その他保管に適さないと認められるもの。
- (2) 貴重品ロッカーに、キャッシュカード、クレジットカードその他これに類するカードを入れる場合は、生年月日、車ナンバー、電話番号、住所地、上記カードの暗証番号等と同一の暗証番号の設定はお控えください。
- (3) 第1項②および③に該当する物品が入れられた事実が判明したとき、また疑いがあるときは当ゴルフ場において開扉し、その実情に応じて保管・廃棄、その他適当な処理をすることがあります。

〈使用期間・取扱い時間〉

第2条 貴重品ロッカー使用期間は当ゴルフ場内の施設をご利用日当日のみとします。また取扱い時間は、当ゴルフ場営業時間内とします。

〈使用期間の経過〉

第3条 使用期間を経過したときは、所定の保管場所に移送して30日間保管します。
なお30日を経過しても引取りのない場合は、使用者が権利を放棄したものとみなし、当方において処分します。

〈賠償責任〉

第4条 次の各項に該当する場合に生じる貴重品ロッカー内の収容品の損害について、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

- (1) 暗証番号の盗用による場合。
- (2) お客さまの貴重品ロッカー誤使用による場合。
- (3) 天災地変、その他不可抗力による場合。
- (4) 貴重品ロッカーに第1条に該当するものを入れた場合。
- (5) 当ゴルフ場のお客さま以外の方が使用した場合。
- (6) その他当ゴルフ場の責めに帰さない場合。

4. 貴重品は必ず貴重品ボックスをご利用ください。貴重品ボックスに入りきらない場合やすべて使用中である場合には、必ずフロントにお預けください。なお、貴重品ボックスの取扱いについては、ボックス設置場所に掲げる約款に定めるところによるものとします。
5. ロッカーのご利用は、別途定める取扱い説明に定めるところによるものとします。また、ロッカーキーを紛失された場合には、速やかに当ゴルフ場にお届けください。(紛失による鍵の取換えは有償となります。)ロッカーキー紛失による盗難等の事故についても、当ゴルフ場は一切責任を負いかねます。
6. プレーをなさるお客さまは、プレー中のすべての行為に責任をお持ちいただきます。万一、プレー中に他のお客さまに損害を与えた場合は、お客さま自身の責任において、解決していただきますので、十分ご注意ください。乗用ゴルフカーのご利用については、別途定める乗用ゴルフカー利用注意事項をお守りください。
7. プレーの際には、次の事項をお守りください。
 - (1) 先行組や隣接ホールに打ち込んだり、アドレスしたプレーヤーの前に出ないでください。
 - (2) 後続のお客さまは、先行組が自分の飛距離外に出たことを確認後、打球してください。
 - (3) キャディーは進行上、打球のアドバイスをしますが、危険の有無の確定的判断は行いません。キャディーのアドバイスはあくまで参考にとどめ、ご自分で自己の飛距離をご判断のうえ、打球してください。
 - (4) プレー中の喫煙その他火気使用はご遠慮ください。お煙草は灰皿の設置してある場所をお願いします。
 - (5) メタル(金属、セラミックを含む)スパイクシューズでのプレーを禁止させていただきます。ノンメタルスパイクシューズ(スパイクレスシューズを含む)をご利用ください。
 - (6) 前各号のほか、当ゴルフ場が定める事項。
8. 1組のハンディキャップの合計は90以内をお願いします。極端な初心者の方、その他全体のプレー進行に著しい遅延を生じさせたプレーヤーに対しては、利用および利用の継続をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
9. スタート前とプレー終了後には必ずご自分のクラブに間違いがないかをご確認ください。間違いがあるときは、ただちに係員にお申し出ください。
10. 当ゴルフ場内での携帯物および駐車場に駐車中のお車(車内の物品も含みます)に関する事故および盗難については、当ゴルフ場は一切責任を負いかねますので、ご注意ください。
11. 携帯電話をご使用の際は他のお客さまの迷惑とならないよう十分ご注意ください。
12. 当ゴルフ場は、円滑なプレー、危険防止、快適なプレーを目的として、ローカル・ルールを設定しておりますので、必ずお守りください。
13. 当ゴルフ場は、この利用規則を必要に応じて変更する場合があります。

利用約款

利用規則

貴重品ロッカー利用約款



大箱根カントリークラブ

〒250-0631 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1246
TEL:0460-84-3111 FAX:0460-84-6677

利用約款

〈約款の適用〉

第1条 当ゴルフ場をご利用になるお客さまには、次条以下の約款に従ってご利用いただけます。

〈利用の申込み〉

第2条 当ゴルフ場をご利用いただくには、次の方法でお申込み（ご予約）いただいた場合に限ります。

- (1) 当ゴルフ場に直接または、電話でお申込みをいただいた場合。
- (2) 西武グループの各施設および当ゴルフ場が指定した各案内所に直接または、電話でお申込みいただいた場合。
- (3) インターネットでお申込みいただいた場合。
- (4) お申込み（ご予約）は、3ヵ月前の1日より承ります。ホテル大箱根でのご宿泊とプレーのセットご予約は年間を通して承ります。
- (5) 当ゴルフ場をご利用いただく場合には、1組4名さまを基本とさせていただきます。

〈利用・利用継続の拒絶〉

第3条 当ゴルフ場は、次の場合にはご利用および利用の継続をお断りする場合がございます。

- (1) 前条に定める方法以外でのお申込みの場合。
- (2) スタート時間に余裕がない場合。
- (3) お客さまの使用するスパイクシューズがノンメタルスパイクシューズ（スパイクレスを含む）ではない場合。
- (4) お客さまが公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められる場合。
- (5) お客さまが本約款、利用規則その他当ゴルフ場で定める規則等に違反されたことがある場合または違反された場合。
- (6) 当ゴルフ場と契約されていない予約代行業者経由のお申込みの場合。
- (7) お客さまが暴力団等反社会的勢力に所属しているまたはその関係者であることが判明した場合。
- (8) お客さまが暴力団等反社会的勢力を同伴または紹介により入場させた場合。
- (9) お客さまが精神異常者または伝染病者等であると認められる場合。
- (10) 粗野な振る舞い等、他のお客さまに不快な思いをさせる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障をきたす行為等があった場合。
- (11) 天災地変、施設の故障、補修、その他やむを得ない理由がある場合。
- (12) 指定する休業日または営業時間外である場合。
- (13) その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由がある場合。

〈氏名等の明告〉

第4条 ご予約申込みの際には、次の事項を確認させていただきます。

- (1) お客さまのお名前、住所、ご利用人数、連絡先の電話番号。
- (2) プレー予約日、希望スタート時間。

(3) 前各号のほか、当ゴルフ場が必要と認める事項。

〈予約の解除〉

第5条 当ゴルフ場はご予約のお申込みをいただいたお客さまがご予約の全部または一部を解除された場合、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

- (1) 利用日の当日および前日に解除された場合、お申込みいただいた料金（税金を除く）の30%相当額。
- (2) 利用日の前々日より6日前までに解除された場合、お申込みいただいた料金（税金を除く）の10%相当額。
- (3) 利用日の7日以前に解除された場合、または天災地変等の事態が発生してお客さまのスタートが不可能と当ゴルフ場が判断したときは、違約金はいただきません。
- (4) 10組以上の団体予約の場合は、上記(1)(2)のほか、利用日より30日前までに予約人数の過半数を解除された場合、お申込みいただいた料金（税金を除く）の10%相当額。

〈利用の登録〉

第6条 (1) 当ゴルフ場をご利用になるお客さまは利用日の当日、当ゴルフ場フロントにおいて利用の登録手続きを行ってください。登録にあたっては、次の事項を当ゴルフ場所定の用紙にご記入いただけます。

- ① お客さまのお名前、住所、自宅または連絡先の電話番号。
- ② その他、当ゴルフ場が必要と認める事項。

(2) 前項の利用登録手続きは、プレー予約時間の40分前までに行っていただきますようお願いいたします。ご登録をこれ以降に行われた場合には、やむを得ず、スタート時間の変更またはプレーをお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

〈営業日・営業時間〉

第7条 当ゴルフ場の営業日および営業時間は各施設に掲示するところによります。

〈料金のお支払い〉

第8条 (1) グリーンフィーその他当ゴルフ場の利用料金はプレー終了後フロントにて、現金または当ゴルフ場で認めたクレジットカードまたはクーポン券にてお支払いいただけます。

(2) お客さまのご判断により、天候異変を理由としてプレーを途中で中止された場合、プレーフィーの返還はいたしかねます。ただし、当ゴルフ場の判断による場合はこの限りではありません。

〈利用規則等の遵守〉

第9条 当ゴルフ場のご利用にあたっては、当ゴルフ場が定めた本約款、利用規則、ゴルフ規則その他のルールをご遵守いただけます。

〈利用の責任〉

第10条 お客さまが故意または過失によって、当ゴルフ場の従業員、施設、他のお客さま等に損害を与えた場合、それによって生じた損害についてはすべてお客さまのご負担にて賠償いただきます。また、お客さまが前項の利用規則等に違反し、また係員の指示に従わないた

めに発生した事故等については、当ゴルフ場は一切責任を負いませんので十分ご注意ください。

〈個人情報〉

第11条 予約受付時およびプレー当日にいただいたお客さまの個人情報は、個人情報保護法に則り、下記以外には使用いたしません。

- (1) あらかじめお客さまの同意を得た場合、企画商品の情報をご案内するために、お客さまの個人情報を使用することがございます。
- (2) あらかじめお客さまの同意を得ない場合でも以下に該当する場合は、お客さまの個人情報を提供できるものとします。
 - ① 法令の定めに基づく場合。
 - ② 公共団体、またはその委託を受けたものが、法令の定めに基づく事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

〈本約款の変更〉

第12条 当ゴルフ場は、本約款を必要に応じて変更する場合があります。

利用規則

当ゴルフ場をご利用いただく場合、快適なプレーと安全保護のため、利用約款のほか、下記の規則をお守りください。この規則を遵守されない方には、利用約款の定めにより、利用および利用の継続をお断りすることがございます。

記

1. 当ゴルフ場施設内には、次の物品の持ち込みをお断りいたします。
 - (1) 動物・鳥類（ペット類ほか）。
 - (2) 悪臭・騒音を発生させるもの。
 - (3) 銃砲刀剣類。
 - (4) 火薬及び揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの。
 - (5) 前各号以外の危険物、有害物または法令で所持が禁止されているもの。
2. 当ゴルフ場施設内では、次の行為をお断りします。
 - (1) 賭博またはこれに類する行為。
 - (2) 風紀をみだすような言動。
 - (3) 刺青をされている方の利用（ただし、刺青を露出させない方法による入浴以外の利用は除きます）。
 - (4) 無許可での売品行為および広告物等の配布等の行為。
 - (5) 当ゴルフ場が認めた場合以外の飲食物の持ち込み。
 - (6) コース内で練習ストロークをすること。
 - (7) プレーヤー以外の方が許可なくコース内に入ること。
 - (8) 無許可の写真・ビデオ撮影・録音等。
 - (9) お車を運転される方の飲酒または泥酔状態でのプレー。
 - (10) 前各号のほか、法令に違反する行為、他のお客さまに迷惑を及ぼす行為、または当ゴルフ場の運営に支障を及ぼす行為。
3. 当ゴルフ場の諸設備および諸物品については、次の事項をお守りください。
 - (1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 所定の場所以外に移動しないこと。